

障障発0930第1号
雇児母発0930第2号
平成28年9月30日

各 都道府県・指定都市 障害保健福祉主管部（局）長

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 母子保健主管部（局）長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

発達障害の早期発見及び家族への助言に関わる医師 及び市町村担当者等への情報提供について

平素より発達障害者支援施策及び母子保健施策の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

本年8月1日より発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の一部改正法が施行され、同法第5条第3項において、市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、情報の提供及び助言を行うよう努めることが新たに追加されました。

この度、最近の研究等を通して得られた知見をまとめ、国立障害者リハビリテーションセンターに設置する発達障害情報・支援センターのホームページに「発達障害の早期発見の時期について」及び「発達障害の早期発見後の家族への助言について」を掲載しました。

つきましては、上記について1歳6か月児健診、3歳児健診等の機会を通じて発達障害の早期発見及び家族への助言に関わる医師及び市町村担当者等の関係者に周知を図っていただくとともに、保護者への情報の提供及び助言に役立てていただきますようお願いいたします。

<発達障害情報・支援センターホームページの掲載箇所>

(URL) <http://www.rehab.go.jp/ddis/発達障害に気づく/>発達障害の早期発見の時期
<http://www.rehab.go.jp/ddis/こんなとき、どうする?/>発達障害の早期発見後の
家族への助言